

# こどもの安心・安全対策支援事業費補助金交付要綱

制 定 令 和 5 年 2 月 1 日

(趣旨)

第1条 県は、通学・通園時等における幼児・児童等の安全確保に向けた取組を強化するために、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 この補助金の交付の対象は、「学校安全特別対策事業費補助金 交付要綱（文部科学大臣決定）」（以下「交付要綱」という。）の別表1から別表3に掲げる事業とする。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により事業区分ごとに算定して得た額の合計額とする。ただし、合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 下表の対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を比較していずれか少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と下表の交付基準額を比較していずれか少ない方の額に下表の補助率を乗じて得た額を算定する。

事業区分	対象経費	交付基準額	補助率
交付要綱別表1 に掲げる事業	交付要綱別表1 の対象経費	安全装置の装備が 義務化される施 設：17.5万円 安全装置の装備が 義務化されない施 設：8.8万円	交付要綱別表1 の補助率
交付要綱別表2 に掲げる事業	交付要綱別表2 の対象経費	20万円	交付要綱別表2 の補助率
交付要綱別表3 に掲げる事業	交付要綱別表3 の対象経費	70万円	交付要綱別表3 の補助率

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付については、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、埼玉

県知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

- (2) 埼玉県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を返還させることがある。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (5) 補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等（市町村等が実施する補助金を含む。）の交付を受けてはならない。
- (6) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が次の事項の一に該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、ア及びイに掲げる事項のうち、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさず、かつ、交付決定された額に変更をきたすことのない軽微なものについては、この限りでない。
  - ア 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
  - イ 事業の内容を変更しようとするとき。
- (7) 補助事業者が(1)から(6)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を返還させることがある。
- (8) (1)により付した条件に基づき、埼玉県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ文部科学大臣の承認を受けなければならない。  
（申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、別に知事が定めるものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して変更交付申請を行う場合には、第1項及び第2項を準用する。
- 4 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、

この限りでない。

(記載事項)

第6条 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、事業計画書とする。

(交付決定通知書の様式等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、補助金の交付の決定を行うに当たっては、第5条第4項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は別に知事が定める。

2 補助事業者は、実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第10条 規則第14条の補助金の額の確定の通知は、様式第4号により行うものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第11条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（(5)に該当する場合を除く。）に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

様式第1号（第5条関係）

年度こどもの安心・安全対策支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

設置者名

代表者名

下記により、年度こどもの安心・安全対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円  
その内訳

2 事業の目的  
通学・通園時等における幼児・児童等の安全確保に向けた取組強化

3 事業の内容  
事業計画書のとおり

様式第2号（第7条関係）

年度こどもの安心・安全対策支援事業費補助金交付決定通知書

学事第 号

年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度こどもの安心・安全対策支援事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円  
その内訳

2 支払方法 精算払

3 条件

- (1) 補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部について返還を命ずることがある。
  - ア この補助金を補助の交付の目的に反して使用したとき。
  - イ 補助事業に関して虚偽の申請又は報告をしたとき。
- (5) 知事が、埼玉県職員をしてこの補助事業に関する会計帳簿・証拠書類等を調査させた場合は、これに応じなければならない。

様式第3号（第9条関係）

年度こどもの安心・安全対策支援事業費補助金実績報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

設置者名

代表者名

年 月 日付け学事第 号で交付決定の通知を受けた 年度こどもの安心・安全対策支援事業費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 金 円  
その内訳

2 添付書類

事業実施結果報告書

実績報告書には整備した備品・工事等の領収書を必ず添付すること。

様式第4号（第10条関係）

年度こどもの安心・安全対策支援事業費補助金確定通知書

学事第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付けで実績報告のあった 年度こ  
どもの安心・安全対策支援事業費補助事業については、下記のとおり補  
助金の額を確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14  
条の規定に基づき通知します。

		記
1 交付決定額	金	円
その内訳		
2 確定額	金	円
その内訳		

（宛先）埼玉県知事

所 在 地

設 置 者 名

代 表 者 名

年度こどもの安心・安全対策支援事業費補助金  
に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定  
に伴う報告書

年 月 日付け学事第 号で交付額の確定通知を受けた  
年度こどもの安心・安全対策支援事業費補助金について、こどもの安心・安  
全対策支援事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報  
告します。

記

1 補助金額（交付要綱第10条による額の確定額）

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に  
係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）

金 円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。